

第199号
平成26年
5月10日

近畿税政連

税理士会の要望
実現のために
活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟／発行人 大高友紀／編集人 後安宏彦

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



「コイの諸事情」(大阪府大東市／野崎まいり公園)

撮影：大志万泰範(門真支部)

- 税理士法改正成立にあたり(近畿税理士政治連盟 会長 大高友紀)……………P 2
- 麻生太郎財務大臣 税理士法改正で答弁する……………P 3

焦点

3月20日参議院本会議で、税理士法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決され、同法案は成立した。日税政、近税政、日税連、近税会そして税理士による国会議員等後援会が連携して実現に向け活動した成果が結実した。

各組織が、今回の改正でどのような役割をもって、いかに連携して活動してきたかを整理しておく必要がある。将来、税理士制度を取り巻く環境が変化し税理士制度の見直しが求められるときには、この経験は大きな財産になる。

日税連は、3月20日に機関紙「税理士界」の号外を発行した。そこには、税理士法改正を巡る主な経緯が、時系列に記載されてい

税理士法改正が実現

る。その1行1行から役員をはじめ会員の惜みない尽力を読み取ることができる。

また近税政ホームページにも、日税政、近税政、税理士による国会議員等後援会が、税理士法改正などに対しどのような活動をしてきたかを掲載しているが、箇条書きにしてみると費やしたエネルギー量に圧倒される。

そこには、日税政の活動が記載されているが、単位税政連、税理士による国会議員等後援会、支部連、支部が日頃から地域において選出された国会議員を支援してきているから、日税政はこのような活動ができるのである。

組織あるいは個人が、それぞれに与えられた役割を果たすことにより、その力が合流し大河となることを今回の成果が示している。

税 理 士 法 改 正 成 立 に あ た り

近畿税理士政治連盟 会長 大高友紀

税理士法の改正を含む所得税法等の一部を改正する法律が3月20日に参議院本会議において、賛成多数で可決され同法案が成立いたしました。

平成21年から改正に取り組み、平成25年度与党税制改正大綱において税理士制度については、「税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、(省略)、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める」と記載されました。

平成26年度において法律として成文化すべく、税政連は日税連と連携しながら、各地の税理士による国会議員後援会等とともに、自民党の税理士制度改革推進議員連盟等に働きかけ協議を重ねつつ、多くの国会議員に対して幾度となく陳情を行ってまいりました。大きく動き出したのは9月28日に日税連と日税政が日本経済新聞に「未来のために税理士法改正を！」の意見広告を出してからであります。

これを機に日本公認会計士協会では改正反対運動が活発になり、「税理士業務に関して問題を起している具体的な事例、税法の実務研修を行っているにもかかわらず税法科目の試験を受ける根拠、国際標準として公認会計士は税務業務を行える、税務支援に対して非協力である具体例の提示」等々の反撃が始まり、全国紙に幾度となく公認会計士協会等の意見広告が掲載されました。公認会計士制度振興国会議員連盟の国会議員への働きかけと陳情が激しくなり、我々の主張が制度問題ではなく業際問題と考える国会議員も見られるようになりました。

日税連・日税政では長い時間をかけて主税局・国税庁とも勉強会を積み重ねて検討し、12項目にまとめられ、成案となるまで来ましたが、関係者等の意見も考慮しながら検討を進めるとの税制改正大綱の記載から、公認会計士協会との話し合いが纏まらなければ廃案となるかもしれないというぎりぎりの状態にまでに陥りました。最終的に自民党税理士制度改革推進議員連盟会長町村信孝議員と公認会計士制度振興国会議員連盟会長衛藤征士郎議員との政治決着の場に委ねられました。(経過については1月15日号税理士界を参照) それを受け、両団体が合意に至り確認書を作成することになり、当初案より後退したように見えますが、懸案の3条問題に風穴を開くことになりました。

国税審議会の指定研修を受けた公認会計士のみが税理士登録することができるようになり、自動付与が出来なくなりました。さらに注目すべきことは、国税審議会の指定する研修の内容については、3月17日・18日の参議院財政金融委員会において麻生太郎財務大臣から「税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識を取得できる研修」と答弁があり、また財務省令にも記載されていることから、我々は、この研修内容が税理士試験合格者と同程度の学識を達成されているかを検証する必要が出てまいりました。将来、指定研修の高い質が確保できないのであれば、あらたな制度の確立に取り組まねばならないことになるわけであります。税理士法第1条の使命を確認しつつ、税務・会計業界の更なる発展を図らなければなりません。今回の改正には後援会組織が重要な役割を果たしていただきました。日税連・日税政・近税会・近税政・支部・後援会そして会員の皆様のご協力に厚く御礼申し上げる次第であります。

目次

焦点……………	1	国会議員等による確申期税務相談会場の視察 ……	5
税理士法改正成立にあたり……………	2	後援会ニュース……………	9
麻生太郎財務大臣 税理士法改正で答弁する ……	3	かんさいすずめ……………	11
税理士による国会議員等後援会について ……	4	銀河系……………	11

麻生太郎財務大臣 税理士法改正で答弁する ～参議院財政金融委員会において～

1. 業際問題か? 3月17日

西田昌司議員(自民党)の質問

この問題は、元々、税理士と会計士、似たような資格がありまして、随分長い間、似たようなというよりも、本来違うんですけれども結果的に似てしまったところがありまして、そこで業際間でいろいろな懸案事項があったんですが、今回、お互い両会共にこの調整、納得していただいてこの法案が出ることになったんです。要するに、税理士の合格者(数)というのはずっと20年、30年変わらないんですよ。ところが、会計士がどんどん増えてきて、その方々が監査法人側で対応ができない分がどんどん言わば税理士業界に入ってくると。そこで業際問題が出てきたわけですね。もう少しこの税理士業界と会計士業界、このあるべき姿をきちんとこれは検討しておかないと将来的にまた同じような問題が出てくると思うんですが、御意見を伺いたいと思います。

麻生太郎財務大臣の答弁

そもそも公認会計士による会計監査というのは、これは企業情報等の信頼性を確保するという、主に株主側から見て極めて必要だったものだというのが役割だったと思います。傍ら、税理士の方には、納税義務の適正な実現を図っていただくという役割という意味でも、主に企業側から節税とかいろんな意味であったんで、各々重要な使命を担っておられる、これは本来の姿なんだと思っております。いずれにしても、この公認会計士と税理士、これはそれぞれの業務が、本来の業務が違いますので、高い質が確保されることが重要なんであって、制度によってその質が侵されるというようなことがないように配慮しておかねばならぬものだと思っております。

2. 自動付与のままか? 3月18日

尾立源幸議員(民主党)の質問

もう一点、確認まででございますが、この研修については、内容を国税審議会が決めるもので、従来のように公認会計士への資格の自動付与ではなく、高度な税法に関する研修を受けることと修了することによって資格が付与されるものと承知しておりますが、その理解でよいのか、改めて大臣にお聞きしたいと思います。

麻生太郎財務大臣の答弁

現在、御存じのように、公認会計士は公認会計士の資格を取りますと自動的に税理士資格を付与される制度となっておりますのが税理士法第3条ということになっております。

今回御指摘のありましたように、この制度を改めさせていただいて、公認会計士法に定める実務補習団体等の実施する研修のうち、国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士のみに税理士資格を与えるということにいたしております。この国税審議会が指定する研修の内容につきましては、税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識を修得できる研修ということを考えさせていただいております。

金子洋一議員(民主党)の質問

私のこれは個人的な意見ですけども、公認会計士の試験に合格した方に無条件で他の資格である税理士としての業務を認めることは、これはおかしいんじゃないかと思っております。

麻生太郎財務大臣の答弁

公認会計士協会においては、公認会計士資格取得後の研修において税務科目の受講を義務化するなど、公認会計士の税務能力の維持向上のために必要な施策の実施に取り組んでおられるものと承知いたしておりますが、さらに、今回の税理士法の改正によって、国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士に対して税理士資格を付与することにしておるところでありまして、いずれにしても高い質が確保されるのを目的といたしておりますので、今後とも更に不断の取組が必要であらうと考えております。

金子洋一議員(民主党)の意見

高い質を維持されるということで、またその制度設計などにも関心を持っていきたいと思っております。

(要約: 葛城支部 吉田廣彰)

税理士による国会議員等後援会について

税理士法改正案の実現のため、税政連は多くの国会議員等に陳情を行ってきた。陳情には、税政連から行うものと、後援会から行うものがあるが、いずれも日頃、地元で後援会等が国会議員等へ接触・支援することにより出来るものである。我々の立場に理解をしめす国会議員等を支援することにより、税理士会が要望する税制改正や税理士法改正への大きな原動力となるのである。まさに、今回の税理士法改正において、大きな役割を担ったといえる。

1. 税理士による国会議員等後援会の目的

税理士会は会員等の意見を集約し税制改正や税理士制度などに提言していくが、いずれも法律に係る問題であり、別組織の税政連がそれらの実現のため政治活動を行う。さらに、後援会は、国会議員ごとに設立され政治団体の届出を行い国会議員と接触しまた支援する。

「税理士による国会議員等後援会」は、被後援者の政治活動をバックアップして専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集するギブアンドテイクの関係を構築しながら、税理士会・税政連の目的の実現を図ることに存在意義がある。

このように後援会は、税政連活動の大きな柱として位置づけられる。

2. 後援会の具体的な活動

① 日常活動…総会、各種集会、被後援者との接触

被後援者と会員との交流の機会をつくり、定期総会・意見交換会・勉強会・懇親会等の実施をする。会員が、国会議員と顔なじみになることが、大事である。

② 選挙支援活動…我々のよき理解者である被後援者を国政に送り出す。

国政選挙において、被後援者の税政連による推薦を受ける。電話戦術等を行う。選挙違反のないように活動する。

③ 陳情活動…税制改正及び税理士業界を取り巻く諸制度は、立法上の調整が必要であり、これらの諸問題を解決するため、支援する国会議員に税理士業界の立場を理解してもらうための陳情活動をおこなう。

3. 後援会の現状

現在、税理士による国会議員等後援会は、全国で294設立されている。また近畿税政連の管内では42設立されている。税理士会の要望を実現するため、1人でも多くの税理士会会員が参加され、国会議員と顔見知りになっていただきたい。このことが、税理士会の発言力の強化につながる。

税政連	所属別	自民	民主	公明	維新	その他	無所属	計
近畿	衆議院	19	5	1	2	0	1	28
	参議院	6	2	0	0	0	0	8
	非現職	1	5	0	0	0	0	6
	計	26	12	1	2	0	1	42
全国	衆議院	134	27	5	9	5	4	184
	参議院	41	14	1	1	1	0	58
	非現職	7	33	0	1	10	1	52
	計	182	74	6	11	16	5	294

国会議員等による確申期税務相談会場の視察

近畿税理士会では、平成25年分の所得税確定申告において、納税義務の適正な実現を図ることを目的とする税理士の立場及び税理士業務の社会公共性・独占性に鑑み、各支部において税務相談会場、税理士会館ではコールセンターを運営し税務支援、税務指導等の施策が実施された。

当連盟では、税理士会が行っている社会貢献事業である税務支援について、関係国会議員等の理解を得るため、税務相談会場の実情視察を要請したところ、38人の国会議員等が57の相談会場を視察した。

視察では、税理士による国会議員等後援会役員、支部及び支部連役員、本部役員が議員等を案内するとともに、近税会支部役員の協力を得て、税務支援の抱える問題点や、無料相談の意

義について説明を行った。また、相談に訪れた納税者と直接対話する機会もあり、中小事業者をはじめとする納税者の実情について理解を深めて頂いた。

視察を行った国会議員等からは、税理士が地域の中小事業者をはじめとする納税者に対し長年にわたり税務支援を行っていることに謝意が表され、申告納税制度の維持発展のために税理士が果たしている役割は多大であるとの認識を新たにされることになった。

視察後は国会議員等との懇談会を実施し、平成25年度税制改正において実現した項目について御礼申し上げ、積み残し部分の陳情を行うとともに、税理士法に関する改正要望12項目の実現を求め陳情を行った。

平成25年分「所得税確定申告期における税務相談会場」の視察状況

院	視察議員氏名	選挙区	政党	視察月日	視 察 会 場
衆	左 藤 章	大 阪 2 区	自民	2月24日(月)	阿倍野産業会館、東住吉納税協会、平野区役所加美出張所
衆	國 重 徹	大 阪 5 区	公明	2月25日(火)	東淀川区民ホール、西淀川納税協会
衆	松 浪 健 太	大 阪 10 区	維新	2月17日(月)	高槻現代劇場
衆	北 川 知 克	大 阪 12 区	自民	2月24日(月)	寝屋川市民会館、四条畷商工会館
衆	西 野 弘 一	大 阪 13 区	維新	2月21日(金)	JAグリーン大阪
衆	北 側 一 雄	大 阪 16 区	公明	2月17日(月)	堺市産業振興センター
衆	伊 吹 文 明	京 都 1 区	自民	2月17日(月)	下京納税協会
衆	前 原 誠 司	京 都 2 区	民主	2月20日(木)	左京区役所岩倉出張所、京都市東部文化会館
衆	盛 山 正 仁	兵 庫 1 区	自民	2月24日(月)	灘納税協会
衆	関 芳 弘	兵 庫 3 区	自民	2月10日(月)	垂水年金会館、須磨納税協会
衆	山 田 賢 司	兵 庫 7 区	自民	2月24日(月)	西宮商工会館、西宮納税協会
衆	西村康稔(代理)	兵 庫 9 区	自民	2月25日(火)	明石市立産業交流センター
衆	渡 海 紀三朗	兵 庫 10 区	自民	2月24日(月)	加古川納税協会
衆	松 本 剛 明	兵 庫 11 区	民主	2月21日(金)	東市民センター
衆	山 口 壯	兵 庫 12 区	無所属	3月3日(月)	龍野商工会議所、赤穂商工会議所
衆	田野瀬 太 道	奈 良 4 区	自民	2月17日(月)	橿原市商工経済会館
衆	岸 本 周 平	和歌山1区	民主	2月21日(金)	和歌山ビッグ愛
衆	中 山 泰 秀	比 例 近 畿	自民	2月24日(月)	大淀納税協会、JR北新地駅前会場、旭納税協会
衆	大 塚 高 司	比 例 近 畿	自民	2月17日(月)	千里朝日阪急ビル
衆	原 田 憲 治	比 例 近 畿	自民	2月10日(月)	箕面文化交流センター、茨木市役所南館10階
衆	竹 本 直 一	比 例 近 畿	自民	2月17日(月)	すばるホール
衆	泉 健 太	比 例 近 畿	民主	2月6日(木)	伏見区役所
衆	安 藤 裕	比 例 近 畿	自民	2月17日(月)	伏見区役所醍醐支所
衆	三日月大造(代理)	比 例 近 畿	民主	2月12日(水)	宇治市産業会館
衆	柳 本 卓 治	比 例 近 畿	民主	2月13日(木)	草津市役所
参	尾 立 源 幸	大 阪 府	自民	2月24日(月)	西成納税協会、堺市産業振興センター
参	石 川 博 崇	大 阪 府	民主	2月24日(月)	東住吉納税協会、天王寺納税協会
参	杉 久 武	大 阪 府	公明	2月17日(月)	阿倍野産業会館
参	西 田 昌 司	大 阪 府	公明	2月21日(金)	天王寺納税協会
参	二之湯 智	京 都 府	自民	2月24日(月)	ヘルスピア21
参	福 山 哲 郎	京 都 府	自民	2月24日(月)	長岡市立総合交流センター
参	福 池 祥 肇	京 都 府	民主	2月17日(月)	伏見区役所醍醐支所、西陣織会館
参	堀 井 巖	兵 庫 県	自民	2月18日(火)	園田地区会館
参	前 川 清 成	奈 良 県	自民	2月27日(木)	奈良県立図書情報館
参		奈 良 県	民主	2月17日(月)	橿原市商工経済会館
非	吉 田 治	非 現 職	民主	2月26日(水)	大阪市立住まい情報センター
非		非 現 職	民主	2月28日(金)	旭区民センター、鶴見区民センター、東成納税協会、JR北新地駅前会場
非	大 谷 信 盛	非 現 職	民主	2月14日(金)	茨木市役所南館
非	平 野 博 文	非 現 職	民主	2月6日(木)	交野市役所別館
非	川 端 達 夫	非 現 職	民主	2月14日(金)	瀬田東市民センター

税務相談会場の視察の様子

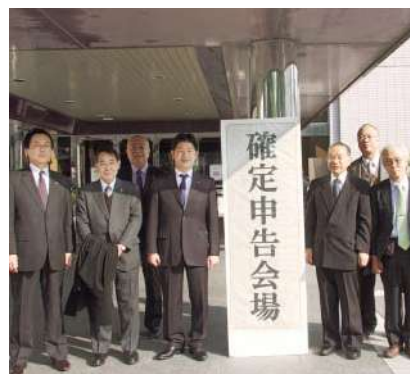
1



左藤 章 衆議院議員 (中央)



國重 徹 衆議院議員 (右から2人目)



松浪健太 衆議院議員 (左から4人目)



北川知克 衆議院議員 (中央)



西野弘一 衆議院議員 (右)



北側一雄 衆議院議員 (中央)



伊吹文明 衆議院議員 (右)



前原誠司 衆議院議員 (右)



盛山正仁 衆議院議員 (左から3人目)



関 芳弘 衆議院議員 (奥左から2人目)



山田賢司 衆議院議員 (右)



渡海紀三朗 衆議院議員 (前中央)

税務相談会場の視察の様子

2



松本剛明 衆議院議員 (右から2人目)



山口 壯 衆議院議員 (奥)



田野瀬太道 衆議院議員 (中央)



岸本周平 衆議院議員 (中央)



中山泰秀 衆議院議員 (中央)



大塚高司 衆議院議員 (中央)



原田憲治 衆議院議員 (中央)



竹本直一 衆議院議員 (中央)



泉 健太 衆議院議員 (中央)



安藤 裕 衆議院議員 (左)



柳本卓治 参議院議員 (左から3人目)



尾立源幸 参議院議員 (奥右から3人目)

税務相談会場の視察の様子

3



石川博崇 参議院議員 (右から2人目)



杉 久武 参議院議員 (中央)



西田昌司 参議院議員 (中央)



二之湯智 参議院議員 (右から3人目)



福山哲郎 参議院議員 (中央)



鴻池祥肇 参議院議員 (中央)



堀井 巖 参議院議員 (右から3人目)



前川清成 参議院議員 (左から4人目)



吉田 治 前衆議院議員



大谷信盛 前衆議院議員 (右)



平野博文 前衆議院議員 (左)



川端達夫 前衆議院議員 (左から3人目)

後援会ニュース

松本たけあき後援会

税理士による松本たけあき後援会の第15回定期大会が、2月1日に姫路市の森富で開催された。

来賓として、松本たけあき衆議院議員、徳富勲近税政副会長、西村靖彦近税政兵庫県第4支部連会長が出席した。



松本剛明 衆議院議員 (中央)

前田俊明後援会長のあいさつの後、橋本敬司幹事長の司会により議事に入り、議案説明がなされた結果、第1号議案から第2号議案の全てについて原案通り可決承認された。

続いて、松本議員より「日頃より後援会の皆様には熱い支援を頂き大変感謝している。今現在は、野党だが、その立場でできる仕事に全力を尽くしたい」とあいさつした。

次に、徳富近税政副会長より税理士法改正についての経過報告があり「公認会計士に対する税理士資格の自動付与の問題については、国税審議会の指定する研修を受講する形で決着したと報告があった。この問題は税理士会と税政連の強い働きかけにより実現したものであると同時に、会員の皆様方にも大変ご協力して頂いた賜物と思っております」と述べた。

その後、懇親会が開催され、来賓者と出席者が和やかに懇談し、最後に石田陽崇後援会副会長の閉会のあいさつをもって盛会のうちに散会となった。
(姫路支部 上野政則)

三日月大造後援会

税理士による三日月大造後援会第3回定期総会が、2月7日、ホテルボストンプラザ草津にて開催された。

来賓として、近税政から井戸本泰次幹事長、滋賀県支部連より織戸英信幹事長、川端達夫後援会から戸次威左武会長、近税会滋賀県支部連より畠山譲治会長、草津支部から阪口千恵子支部長が出席した。



南井哲後援会副会長の司会により開会し、堀井孝一郎後援会長のあいさつの後、村井正純副幹事長が議長に選出され、直ちに議事に入った。第1号議案から第4号議案について小澤康宏後援会幹事長から詳細な説明並びに提案があり、満場一致をもってすべて可決承認された。

その後、井戸本近税政幹事長が祝辞の中で「民主党政権時より税理士制度の見直しの必要性を税制改正大綱に盛り込んで頂いたことが、今回の税理士法改正に繋がった。このご恩は必ずお返しする」とあいさつした。

引き続き国政報告会に移り、三日月議員は「民主党政権時の大綱の流れが今回の大綱にも繋がっている。引き続き納税者のための政策を税理士の皆様と共に取り組んで行きたい」とあいさつした。

総会終了後、懇親会となり、一同和やかに歓談し、盛会のうちに散会となった。

(草津支部 橋本淳)

北側一雄後援会 新春談話会

日 時 平成26年2月10日

場 所 ホテル・アゴーラ リージェンシー堺

来 賓 北側一雄 衆議院議員

池田隼啓 日税連会長

浅田恒博 近税会副会長

細谷陸雄 近税政副会長

井戸本泰次 近税政幹事長

大谷勝明 近税政堺支部長



北側一雄 衆議院議員

●北側一雄衆議院議員 あいさつ

平成26年度税制改正について、与党税制協議会のメンバーとして野田毅自民党税調会長と協議を行ってきた。また税理士法改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が2月4日国会に提出され、実現にむけて迅速なる審議を進める。経済に関する事項については、中小企業対策に全力を講ずる。

●池田日税連会長 あいさつ

税理士法改正法案が2月4日国会に提出された。これに至るまでには、様々な難しい局面に遭遇してきたが、その度に北側議員にご尽力いただいた。税理士法改正に関する経過報告については、会報「税理士界」に記載しているのでぜひご覧いただきたい。

●浅田近税会副会長 あいさつ

税理士法改正法案が国会に提出された。北側議員に深く感謝する。また、後援会の皆様の活動の成果であり、深く感謝する。

(和歌山支部 後安宏彦)

私たちは税理士と関与先の繁栄をお手伝いしています

豊富な提携企業

保険・金融
住宅・不動産
ビジネス関連
レジャー・生活関連
衛生
警備
医療
運輸・宅配
冠婚葬祭

充実の保障制度

小規模企業共済
中小企業倒産防止共済
中小企業退職金共済制度
総合事業保障プラン
(大同生命)
全国税理士共栄会
・VIP大型総合保障制度
・年金制度

スキルアップを目指して

短期講座
実務講座
勉強会
職員研修講座
府・市民のための無料講座
確定申告のための
「税務便覧」の発行

京 都 税 理 士 協 同 組 合

理事長 平澤 政治

〒604-0943 京都市中京区麩屋町通御池上ル上白山町258-2(京都税理士会館内)

TEL 075-222-2311 FAX 075-222-2355

URL: <http://www.kyozei.or.jp>

日本の神々

— 昨年の2012年は、「古事記」が編纂されてから1300年の記念としてさまざまな行事が行われたことは、みなさまの記憶に新しいと思います。

いうまでもなく「古事記」とは、天武天皇の国史編纂の事業の一端として、712年に太安麻呂が稗田阿礼の読むところの勅語の旧辞を撰録して、それを元明天皇に献上したものです。全三巻で、天地初発(あめつちのはじめ)いわゆる神話時代から推古天皇までが書き留められております。紀年のある「日本書紀」とは違い、混沌とした宇宙が生成されつつある状態の世界を述べるという行為に歴史の原点を位置づけようとしたものです。

ここにおいて我々が縄文時代、弥生時代といったふうに教科書で習っていた歴史とは別に、神々の世界である高天原から始まる神話の世界があることを教えられます。もちろん正史でもなく伝承に属するものですが、世界各国においてもそれぞれの神話があり、各民族のアイデンティティーを形成しているものの、それらはすでに過去の世界の物語になっています。

しかしそうでしょうか、この日本においては、記紀や「風土記」の世界に登場する神々は現在でも祭られており、上は「二十二社」のように平安時代から朝廷の勅使参向を受ける勅祭社から各地方国の「一宮」そして各地の「氏神」や「産土神」まで、いまだに信仰されております。

思えば昨年の伊勢神宮式年遷宮は天武天皇の宿願により、持統天皇の御世から実施されているものです。出雲大社の遷宮もありましたが、これも出雲神話により、さらに古い歴史があることがわかります。昨今の神社ブームも、我々民族の心のふるさとへの回帰のあらわれではないでしょうか。八幡さん、お稲荷さん、天神さん等々、もっと親しくお参りしたいものですね。

(吹田支部 石井碧八)

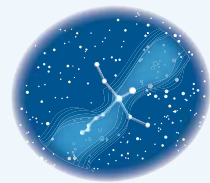


近税政本部のうごき

- 第4回正副幹事長会(書面審議)(3月6日)
 - ・「税理士によるたのせ太道後援会」を支援後援会に認定することについて
- 第3回推薦審査会(書面審議)(3月20日)
 - ・京都府知事選挙における推薦候補者の決定について
- 第4回推薦審査会(書面審議)(3月31日)
 - ・豊中市長選挙における推薦候補者の決定について
- 第5回広報委員会(4月8日)
 - ・機関紙第196号(新年号)・197号(2月号)及び198号(3月号)の批評
 - ・機関紙第199号(5月号)の編集に関する件
 - ・機関紙第200号(6月号)の編集企画に関する件
 - ・その他

表紙題字:「第1回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
(作=藤原洋子 福知山支部)

銀河系



4月1日より消費税率
が5%から8%になりま

した。テレビでは「今、買うべきもの、買わないもの」などの特集や、食品などの「買いため」をしている方のインタビューが放送されていました。

3月は連日の様にダイレクトメールが届き、それを処分するのに大変でしたが、4月になると、あら不思議、嵐の様にきていたダイレクトメールがピタリと来なくなり、我が家のポストは風邪を引きそうなくらい、ガラガラ状態です。しかし、一番大変だったのが、配送業者さんのように思いました。3月31日が近づくにつれて、年末年始以上の配達量で、もうパンク状態だと言っていました。

さて、みなさまは増税前に何を購入されましたか? (生野支部 小川由美子)